

三八九	革類(他の)	一〇	四六四	。英印(二一八)、支那(九四)、米(五八)、獨(四三)、英(三二)、佛、瑞西、伊、埃
四二八	懷中時計 甲銀其の他普通のもの 金又は白金のもの	二〇〇	五五四	瑞西(四九六)、米(三七)、佛(一九)、英
四五一	ブランケット	一〇	四五一	。英(四三八)、獨(一三)、佛
四五五	フランネル	一〇	八〇三	。獨(六五四)、。英(一三九)、佛(八)、白、米
四五七	毛 織 子	一〇	一、五三二	。英(一、五〇五)、。獨(二六)、佛
四六〇	モスリン	一〇	二、三七五	。佛(二、一一五)、。獨(二二二)、英(三四)
四六四	セルデス	一〇	六二	。英(六一)
四六六	羅 紗	一〇	六五八	。英(三六一)、。獨(二五七)、白、佛(五)
四六六	羅紗(綿入)	一〇	一三九	。英(一三二)、。獨(六)
四六七	毛 糸	八	三六三	。獨(二九六)、。英(五一)、佛(一一)
合 計	五十八税目		三〇、五七三	

陸奥外相は條約改正交渉の際上記協定方針を説明するに當り「明治二十五年に於ける諸條約國より日本への輸入總額の内、英獨米佛四國よりの輸入總額は十分の九を占め、前記協定を承諾すべき物品の輸入總額は是等條約國よりの輸入總額に對し三分の二を占むるを以て、帝國政府提案の寛大なるは充分に承認せらるる所なるべきを信ず」とした。尤も其後同外相より青木公使に送付した精算表によれば、明治二十三年乃至二十五年三ヶ年平均本邦總輸入額七千九百九十九萬四千圓中、上記協定表に示すところの協定物品五十八税目の平均輸入總額三千〇五十八萬三千圓は總輸入額に對し四割二分であり、又明治二十五年に於ける本邦總輸入額七千三百三十二萬六千圓中、支那・朝鮮・土耳古等條約改正に關係なき諸國よりの輸入總額を除外するときは、條約改正關係國よりの輸入總額五千四百八十九萬七千圓とな

り、右の内協定税率の利益を受けるもの二千九百六十八萬六千圓即ち其の五割四分に相當して居る。又國別に付て言へば英國に對して協定を承諾すべき物品五十税目、其の輸入金額に最惠國條款により他國との協定税率に均霑するものを合せ千七百六十七萬六千圓、即ち總輸入額中の五割に相當し、獨逸に對しては協定税率を承諾する物品二十七品目、及び右最惠國待遇の利益を受けるものを合せ三百六十七萬三千圓、即ち輸入總額に對し五割八分、米國に對しては協定を承諾する物品十品、及び最惠國待遇により協定税率を受けるものを合せ三百三十九萬七千圓、即ち輸入總額に對し五割六分であり、佛蘭西に對しては協定を承諾する物品十一品、及び最惠國待遇により協定税率を受けるものを合せ二百五十七萬八千圓、即ち輸入總額に對し七割一分である。又其の他の條約改正國たる白・露・瑞西・西班牙・葡萄牙・伊太利・瑞典・諾威・和蘭・埃洪國・丁抹・秘露・布哇等よりの輸入物額中、最惠國待遇により上記四國との協定税率の利益を受けるもの二百二十二萬六千圓、即ち七割を占むる勘定であつた。

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷一〇及一三附屬文書

2 同右一七・二九各附屬文書

第二節 對 英 交 涉

第一款 豫 備 交 渉

豫備交渉と青木建議 陸奥外相は前述明治二十六年七月五日及八日の閣議に決定した條約改正案を以て、七月二十五日付在英河瀬(眞孝)公使及在獨青木公使に送付すると同時に、前者に對しては本案による英國との條約改正に付ては本邦駐劄のフレーザー公使在英中なるに付其の歸任前に、同公使と嚮に本邦に於て改正交渉をなした關係のある駐

獨青木公使をして先づ之れと協議せしめ英國政府の意向を探知せしむるを可と認むるに付、青木公使を倫敦に差遣するから公使倫敦著の上は出來得る丈け便宜を計らふべきことを訓令し、後者に對しては至急英國に出張しフレーザー公使と協議の上英國政府の意向探知すべき旨訓令するところあつた。

更に前記伊藤協定案による國別新協定税目案の成立を俟つて九月十一日之を在獨青木公使に送致し對英交渉開始を促した。依て青木公使は九月十六日倫敦に着フレーザー公使及外務次官サー・フエリッヅ・カリイ Sir Philip Currie に會見し、本邦提案を委曲説明して其の好意的斡旋を求むるところあつた。當初フレーザー公使は青木公使に對し本邦政府が又もや條約改正交渉の基礎を覆し、五ヶ年後に實施すべき條約を此際調印するが如き甚だ迂遠な案を提出したことは了解し難しとし、日本政府に於て此の如き案を提出した理由が法典編纂及實施を約束し難い爲めであるならば寧ろ此の際條約改正交渉をなさず、法典實施後本邦政府に於て適當と認むる時期に交渉を始むるを可とすと論じた。青木公使漸く之れを説得し數次交渉を重ねた。其の結果十月十六日付青木公使より陸奥外相に報告するところによれば左の諸項を難點として居る。

- (一) 重要法典を領事裁判權廢止前實施することに付日本政府は何等保證を與へて居ないこと。
- (二) 日本政府は居留地に於ける永代借地權を土地所有權に更改することを許さず改正條約實施後は單に日本國法による借地權を承認するに過ぎないこと。
- (三) 舊開港場間の沿岸貿易權を許與しないこと。
- (四) 税目案に付ては大體英國政府に於て異議なきが如きも、訓令案に於けるが如く新協定税率の實施を領事裁判權撤廢同様條約調印五ヶ年後と爲すときは國庫の收入上多額の損失あるを以て從來の案に於けるが如く條約批准の交換と同時に之を實施することに改めたし、

との意見を上申し來たつた。尙ほ(二)に付若し強ひて本邦提案を主張するときは結局既得の永代借地權の尊重を約せねばならぬこととなり、それでは地租の取立が出來ない等却て土地所有權を與へる場合よりも本邦に採り不利となるから寧ろ前年の青木案を復活すべきであると強硬に建言した。

陸奥回訓 右に對し陸奥外相は回訓して

- (一) に付ては已むを得なければ條約調印の際治外法權撤廢一ヶ年前に新諸法典を實施すべき趣旨の外交文書を交換して差支なく、尤も右公文は祕密のものとするを希望するも英國の輿論を満足せしむる爲め必要ならば公表して差支なく、

(二) に付ては對内政策上居留地に於ても土地所有權を附與することは不可なるも、新條約實施後永代借地權を尊重すべき趣旨の規定を設けることは異存なしとした。又青木公使の意見に對しては永代借地券に伴ふ借地料の方土地所有權更改後に外國人か支拂ふべき地租の額より高き場合もあるが故に、永代借地權を尊重することは必ずしも國庫に不利を來たすものでないと辨駁した。

(三) に付ては何れも讓歩を要することとなるべきも右は正式交渉の際に残したい、

(四) 新協定税率及協定外の物品に對する國定税率の實施を調印五ヶ年後としたのは以て本邦條約改正案に對する英國政府の同意を容易ならしめようとする老婆心に出でたものであるが、今後交渉の模様によりては青木公使意見の通り條約批准交換後直ちに實施することに改めても固より異議なしとした。

其後青木公使はフレーザー公使と更に交渉を重ねた結果大體次の事が明白となつた。

- (一) に付ては新條約實施即ち領事裁判權廢止前一ヶ年前法典を編纂公布すべき旨の公文を交付し、英國政府に於ては之を公表し差支なきこと、

(二) 舊居留地内永代借地權に付ては居留地を日本行政區域に編入する際之を現状の儘尊重すべき趣旨の規定を改正條約中に挿入すること、

(三) に付ては後日の交渉に譲ること、

(四) 協定税目案に付ては主義に於て日本案によることを同意すべきも其の細目に付ては後日商務省の意見を申出づべきこと、但し右新協定税率及新國定税率を改正條約の批准交換と同時に實施することに付ては異議なきこと、かくて英國との豫備交渉は大體に於て本邦の希望する如く進捗し交渉地も英國に於て行ふことに打合が済み、青木公使は十一月初旬一旦伯林へ歸還した。

茲に於て伊藤總理は明治二十六年十一月十五日對英條約改正案を奏上し勅裁を仰いだ、其勅許を與へらるゝに先ち陛下は之を樞密院に附議すべきを命ぜられたから、内閣諸大臣は樞密院に列席説明の上其の賛認を得た。元來伊藤總理に於ては斯くの如く樞密院に對し調印以前に條約改正案を附議することは樞密院官制の解釋上必要とするところでないとの意見であつたが、從來樞密院方面の反對により屢々條約改正が蹉跌を來したことに鑑み、特に勅旨により右様日英條約改正案を事前に樞密院に附議せらるゝこととなつたものと見える。

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷一文書以下

第二款 正式交渉開始及其の頓挫

正式提議陸奥訓令 上記の如くフレーザー公使の盡力により青木公使は英國政府との間に條約改正に關する大綱に付豫備交渉結了したから、陸奥外相は明治二十六年十一月二十二日駐獨青木公使に對し英國兼轄を命じ、駐英河瀬公使は直ちに御用歸朝を電命した。同公使は歸朝後樞密顧問官に轉任せられた。次いで陸奥外相は十二月六日青木公使に

對し改めて對英條約談判方針を訓令し同時に條約締結に關する全權委任狀を送付するところあつた。右十二月六日付陸奥外相の對英條約改正正式交渉開始に關する方針に於ては

(一) 今回の條約改正は從來の改正談判と異り全然對等互相の主義を採用せるものであつて、從來に於けるが如く舊條約の範圍を脱し進んで對等條約の畛域に達せんとする一時の階梯に屬するものと大に異なる。

(二) 今帝國は立憲政體を確立せるが故に立憲制度と相牴牾、衝突するが如き條約は到底片時と雖も之を容るべきでない。

(三) 居留地に於ける永代借地權を土地所有權に改めることは到底本邦國狀の許さない事情あるを以て之を承諾し難いが、新條約實施後に於ても永代借地權を尊重することを約するから、外國人に採りては將來不變一定の借地料を納付すれば足ることとなり、之を土地所有權に更改し其の負擔に時々輕重の變動を免れ難いこととなるよりも利益である」と説明し、

(四) 更に十月十日付フレーザー公使より在獨青木公使へ申し越せる意見を採用し、領事裁判權廢止を俟たず新條約の批准交換後直ちに一部の内地開放を與ふること、即ち大隈條約改正の方針に従ひ現行旅券制度の擴張を行ひ、内地旅行券の期間を一ケ年に延長することも異議ない、旨回訓した。

國內政情 依て十二月二十七日青木公使は駐英公使としてシーボルト隨伴の上再び倫敦に渡航し、先づ本邦提案要旨を述べたる覺書をフレーザー公使に送付するところあつた。然るに當初九月青木公使が倫敦に於て交渉を開始した際早くもフレーザー公使が心配した本邦國內政情は對英條約改正上意外に故障を惹起した。十一月二十八日開催せられた第五帝國議會に於ては條約改正交渉に關する政府の祕密主義に厭き足らず、十二月十九日大多數の賛成者を有する條約勵行建議案上程せられるに至つた。同建議案の趣旨たるや本邦政府は安政條約の規定以上に種々國權を障害せる

權利を外國人に對し讓歩して居るから、此の際安政諸條約の規定を文字通り勵行して右毀傷せられた國權を回收し、外國人をして舊安政條約の下に於て本邦に居住することの不利を悟らしめ、以て我に有利なる改正條約の締結を餘儀なくせようと云ふにあつた。而して前記條約勵行論を主張するものは必ずしも内地雜居を尙早とし條約改正に反對するものではないと言つて居たけれども、彼等は外國人が條約違反を敢てし居ることを新聞紙及演說會に於て喧傳した結果として、勢ひ一般民衆の排外心が煽られて、條約勵行建議案の衆議院上程と前後して英國公使館雇牧師アーチデーロン・シエウ Archdeacon Shaw なる者が日本人の爲めに毆打暴行を受くるが如き事件を生じた。

是等國內に於ける排外的政情は在本邦英國臨時代理公使ド・ブレンゼン De Bunsen より本國政府に對し逐一電報せられたのみならず、右電報中に伊藤内閣は衆議院内的是等排外的で政府を信任しない各政黨派を制禦し得ないものと認められることが附言せられた。右在本邦代理公使より本邦の危険な政情に付報告を接受した英國政府に於ては、其の過去に於ける經驗に鑑み右政情が又もや條約改正に累を及ぼすことを恐れた結果、從來其の了解の下に青木公使とフレーザー公使との間に於て纏つて居た條約改正内交渉の結果を撤回するに至つた。即ち日本に於て排外的氣運の盛んな此の際に、政黨の制禦力薄弱な政府との間に再び大きな讓歩を爲して改正條約を調印しても畢竟過去に於ける失敗の經驗を繰返すに過ぎないものと認めたのである。青木公使は斯かる意外な英國政府の態度約變を十二月二十八日英國外務省に於てフレーザー公使より聞き、最早策の施すところなしと英國との交渉を中止し空しく伯林に歸つた。而して右英國の態度約變に付詳細の報告を陸奥外相に電報すると共に此の際の策としては政府に於て帝國議會及國論に對し強硬な態度を採ることを緊急とし、然らざれば到底條約改正を遂げ得るの見込みのないことを強く進言した。

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷五六別錄

第三款 對英交渉と議會關係

第五議會と條約勵行建議案 政府の條約改正に飽足らない反對論者によつて第五議會に上程された條約勵行建議案は國權回收に名を假つて多分に排外的思想を盛つたものであることは上述した所であるが、其の理由書に安政條約の規定以上に本邦政府が諸外國人に讓歩して居る權利として次の様な事實を擧げて居る。

(一) 安政條約に於ては單に領事裁判權を附與して居るのみであるに拘らず本邦政府は之に附隨せるものとして外國人に對して居留地に於ける行政、警察、課税に關する一切の權利を拋棄し、殊に明治元年八月當時の兵庫縣令にして現總理たる伊藤俊輔が兵庫居留地覺書なるものを米蘭兩國領事と約束し、神戸居留地に於ける課税權を全然拋棄したのは甚だ不都合である。

(二) 政府は警察、行政規則を外國人に適用出来ない羽目に陥つて居る外國人に對し寛容を強ひる卑屈極まる巡查取締規則を公布し、又行政規則の制定に付一々外國政府と協議を要する爲め今日に至る迄外國人に對し銃獵規則の施行が出来ない始末である。

(三) 又領事裁判權は條約規定によれば民事に付ては本邦國民と英國國民との間の訴訟に付てのみに限定せらるべきものであるに拘らず、英國船會社と日本政府との間に起つた千島艦沈没事件の如きに對し、日本政府が原告として被告たるビー・オー汽船會社を相手取り在上海英國領事裁判所に訴へ出でた如きは屈辱である。殊に其の關係訴狀に 日本天皇陛下の御名を使用した如きは許し難い不都合の所爲である。

(四) 其の他外國人が原告として帝國裁判所に於て日本國民を訴へ出る場合に於て日本語を使用せず、又訴訟用印紙を貼用しないことは不都合である。

(戊) 外國人が其の使用人又は妾等の名義を以て不開港地内殊に風景の良き場所及海岸に於て事實土地を所有し居るもの多く、兵庫縣下に於ては九十七ヶ所の多きに及び又輕井澤に於ては其の占有地に「日本人入るべからず」との建札を掲げ居るものさへある。

(己) 外國人は内地に於て通商の權利なきに拘らず事實日本使用人の名により商賣を爲し居る。

(庚) 外國軍艦は條約規定なきに拘らず既得權と號し公然非開港に出入し居る。

(ハ) 外國獵船に對する取締緩慢な爲め日本近海に於て密獵するもの多く、中には其の獲物を持て屢々日本開港に入港して居る。

等列記して是等條約違反の各項に對しては現行條約を勵行するの必要を強く主張したのである。右建議案は明治二十六年十二月十九日衆議院に上程されたのであつたが、政府は討議を盡さしめずして十日間の停會を奏請した。

而して陸奥外相は伊藤總理に對し、此の際内閣としては對内的に斷乎たる態度を保持するの必要あることを建言すると同時に、十二月二十九日衆議院再會劈頭に臨みて外交に關する大演説を試み前記條約勵行建議案は國策上甚だ不都合なるものなることを強調した。即ち

陸奥外務大臣演説 「日本は明治維新以來開國進取の御方針により今日の盛大を來たしたのである。御維新の始めに於て陛下は長くも國家將來の大計を慮らせ給ひて、其の時代の 詔勅には『外國交際ノ議ハ宇内ノ公法ヲ以テ之ヲ取扱フヘク云々』とあり又太政官の布告中には『方今萬國ノ事情始メテ分明ト相成候上ハ廣ク公平至當ノ御條約ヲ以テ海外諸國ニ御交際相立テ第一皇威彌々振興候様トノ 歡慮ニ候云々』とあつたのである。更に明治元年三月御下付の五箇條の御誓文中には『知識ヲ世界ニ求メ大ニ 皇基ヲ振起スヘシ』とあり、而も右御誓文に對しては『朕躬ヲ以テ衆ニ先シ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ此國是ヲ定ム』と仰せられた 右聖旨に準據し、由來帝國は開國進取の國是の

下に國運の進歩目覺ましく、明治初年に於て内外交易高三千萬圓に足らなかつたものが、明治二十五年には一億六千有萬餘圓の多きに上り、陸には三千哩に近い鐵道が敷設せられ、一萬哩に近い電線が架設せられ、又海には數百艘の西洋型商船が内外の海面に浮んで居る。軍備の點より言へば將士の訓練、機械精銳の點に於て殆ど歐洲強國の軍隊にも譲らぬ常備兵十五萬も出來て居る。海軍も殆ど四十隻に近い軍艦整備し、將來尙國計の許す限りは之を増進せんとして居る。

其の他人文上自由の擴張、制度・文物の改良、學術工藝の進歩亦枚舉に遑あらぬと思ふ。斯くの如き長足の進歩を爲したる國は亞細亞諸國の中何れにありや、世界各國が日本をして世界無比の國であると驚嘆を以て居るのも無理でない。斯かる際に本案の如き鎖國攘夷的建議案を提出し條約改正に對し支障を與ふるは以ての外のことである。右建議案中に記載せる條約違反又は國際法違反と云ふが如きことは誤解に非ざれば鎖國的意向を持つものの曲解である。即ち無條約國民の裁判に付ては外國領事の干涉を許す取極めあるに拘らず明治六年以來斷然之を帝國主權の下に屬せしむることとし、明治十年より大阪、神戸以外總ての居留地は我警察に於て之を取締ることとした。更に顯著なる例を舉ぐれば文久二年鎖國攘夷の最も甚しき時代に幕府は英佛兩國政府に對し横濱に衛兵の駐屯を許し、幕府に於て其の兵營及附屬する病院をも維持すべきこととなつて居たが、右屈辱は維新後數次照會を重ねた結果明治八年に至り終に之を撤去せしめた。

其の他外國人犯罪人を引渡に關する國權の尊重、領事裁判權の廢止、狩獵規則の外國人への適用、内地旅行券規則の外國人への適用、及其の本邦に齎すところの經濟上の利益等、何れも本邦政府が安政諸條約の下に爲し得た國權の伸張に外ならず。然るに今斯くの如き條約勵行若くは之に類する議案を提出し好んで外國と事を構ふるは、維新以來の國是に反對するものなるが故に政府は之を容認するを得ない」と述べ議會の反省を促した。

而して陸奥外相の演説後伊藤内閣は議會の反省を促す爲め敢て二週間の停會を奏請したが、更に議會に於ては到底政府の意向を迎へ建議案を撤回するの氣勢を見せなかつた爲に其の翌十二月三十日直ちに衆議院は解散せらるゝに至つた。而して政府は右建議案の主動者であつた保守的政治團體大日本協會の解散を命じた。

第六議會 明治二十七年五月十二日第六帝國議會召集せられた。衆議院に於ては自由黨は大體政府支持の態度を採つたが、改進黨、國民協會及元大日本協會に屬した保守的意見を有する議員等の政府に對する反對論依然強盛であつて、前議會に於て政府が條約勵行案を以て舊幕時代の鎖國的思想に基くものと論斷し、審議の餘裕をも待たず直ちに解散の舉に出でたことを非難し、條約勵行は却つて開國進取の皇謨に翼賛する趣旨に出たものであり、外國との條約改正を容易ならしめるものであると主張した。又千島艦沈没事件に關し政府が甘んじて之を在上海英國上級裁判所に訴へ、又右に對する反訴が横濱英國領事裁判所に訴へられたるに對し、天皇陛下の不可侵權を理由として抗辯したことを咎めた。更に英國と交渉中の改正條約案に於ては領事裁判權撤廢に重きを置き、稅權及沿岸貿易回復に對し不充分であるとの報あるを遺憾とし、條約の内容を公表する様に迫つた。斯く衆議院に於ては敍上政府諸反對黨より條約改正交渉に關する各種質問に出る外「帝國議會解散に關する決議案」、「違憲に關する上奏案」及「内閣の行爲に關する上奏案」なるものが提出せられた。是等衆議院に於ける言論に對し、政府は五月十六日開會の劈頭伊藤總理より英國との條約交渉は順調に進捗し近々妥協に至らうとして居ると報告したのみで、條約改正に關する諸質問に付ては何等答辯しなかつた。即ち

(一) 五月二十一日鳩山(和夫)議員外二名より、泰西諸外國との條約改正案成立しても清國との條約改正行はれない場合は清國產物の關する限り協定稅目存續する筈であるが、政府は右に對し如何に措置するや、又日本が清國民に對し内地を開放するとしても清國は日本人に對し内地の開放に同意して居ないのであるが、政府は如何にして清

國との間に對等條約を締結する考へであるかと質問したが、政府は折角交渉中の所以を以て一切答辯を回避した。(二) 同日坂本(則美)、神鞭兩議員外一名より、今回の條約改正に於ては稅權を回復せず列國に對し協定稅率を許すとのことであるが、然らば何故稅率協定の基礎たる國定稅率を制定しないのか、と質問し、又

(三) 同二十四日野出(錦三郎)議員より、明治二十七年勅令第四十一號を以て日布條約中裁判權に關する規定を廢棄し布哇國民に對し無制限に内地雜居を與へたが、右は法權及稅權の回復を先方に於て承諾した上のことであるか、との質問提出せられたが、政府は五月三十一日付を以て、前者に付ては外國政府と交渉中なるを理由として答辯を回避し、後者に對しては布哇政府に於ては自ら進んで領事裁判權を撤廢し、又關稅自主權の回復を承認した結果、日布條約第二條最惠國條款により、墨國民と等しく内地雜居及關稅に關する最惠國待遇の權利を得るに至つた旨を答辯した。

而して前記政府諸反對黨から提出した決議案及上奏案に對しては當初自由黨側に於て之に賛成しなかつた爲め少數の差を以て否決せられたが、其後自由、改進黨の間に屬する中立議員が兩黨間に折衝して妥協大に努むるところあつた爲め、明治二十七年五月二十一日「第五議會解散に關する政府の行爲に信任を置く能はず」との字句を有する決議案は大多數を以て衆議院に於て可決せられ、又原案字句を幾分緩和した上奏案は五月三十一日百五十三對百三十九を以て可決せられるに至つた。右上奏案中には「政府は内治外交共に其職責を失し」殊に外政に至つては儉安姑息只外人の歡心を失はざらんことを是れ畏れ内外親疎輕重の辨別を顛倒するに至る」等の字句があつた。更に六月一日反對黨から條約に關する決議案提出せられ右決議案中には「條約締結は 天皇の大權に屬すと雖も之が爲め新たに法律の設定を要し又は法律の變更を生ずべき事項、及租稅の賦課變更に關する事項は憲法第五條、第三十七條、第六十二條、及第六十三條の成文に由て當然帝國議會の協賛を経べきもの」と陳述して居たが、是亦大多數を以て可決せられ

た。旁々伊藤内閣は六月二日再び衆議院解散を奏請し、日英條約交渉中は議會をして條約改正問題に對し何等論議の餘地なからしめることとした。

國權回復目的の諸法案

其の他第四乃至第六帝國議會に於ては、政府の條約改正を俟たず法律の實施により國權回復の目的を達しようとする意圖を有する種々の法律案が、議員より直接提出せられたものも少くない。即ち

(一) 第四議會に於て内外人一般に對し適用の目的を以て前議會より繫屬中の版權法案は兩院を通過し、明治二十六年四月十三日法律第十六號として公布實施を見た。

(二) 衆議院に於ては明治二十五年十二月十三日高田（早苗）議員外二名より提出の、政府が立法事項を包含する狩獵規則を明治二十五年勅令第八十四號を以て公布したるは憲法違反と認むる決議案を可決した。同日大島（信）議員より狩獵法案を提出し、衆議院は多數を以て之を可決した。之が廻付を受けた貴族院に於ては十二月二十七日政府の意を受け辛うじて否決した。續いて

第五議會に於ては明治二十六年十一月二十八日貴族院へ清棲（家敦）議員より狩獵法案提出せられ、同院は之を可決し衆議院に回付した。同法案第十六條に於ては「外國人は遊歩規定區域内に限り狩獵を爲すことを得べく、右區域以外に於て狩獵を爲す場合に於ては其の免許を沒收す」べきを規定した。同法案は當時衆議院に於て將に通過の情勢に在つた條約勵行建議案に則つたものであつたが、衆議院解散の爲め握り潰しとなつた。之は明治二十七年五月十五日再び清棲議員より第六帝國議會に提出可決せられたが、再度の衆議院解散の爲め其の儘となつた。

(三) 第五帝國議會中尾崎（三郎）議員より貴族院へ、外國へ輸出する一切の物品に對して海關税を免除すべしとの法案を提出せられ、政府よりは外國へ輸出する綿糸に對してのみ關税を免除すべき法案を衆議院に提出し、衆議院のみは通過した。更に明治二十六年十二月四日には衆議院に於ては中野（武營）等の實業家を代表する議員より輸入棉花關税免除法案提出せられた。

第六議會に於ては明治二十七年五月十六日再び尾崎議員外一名より外國へ輸出する物品に對する關税免除法案が貴族院に提出せられ、五月二十一日栗原（亮一）議員外十一名より輸入棉花免稅法案が衆議院に提出せられた。是亦成立を見るに至らなかつた。尤も同議會には政府より前議會同様綿糸輸出税免除法案が提出せられ、之は兩院共通過五月二十五日法律第四號として公布七月一日より實施せられた。

第七・八議會 日清戰爭開始後明治二十七年十月十五日廣島に於て召集せられた第七議會は政府と議會との關係は甚だ圓滑であつて條約改正問題に付ても何等議論を生ずることなく十月二十二日無事閉會した。

尙日英條約改訂成立後のことであるが、明治二十七年十二月二十二日召集の第八帝國議會に於ては、衆議院にて大竹（貫一）議員等より、日英改正條約中議定書及外交文書を以て本條約に定めた對等主義を檢束相殺し、殊に外交文書を以て法典の實施に至る迄條約實施の通告をしないことを約した理由、議會の協賛を経ないで條約を以て關稅率の變更を實行することの違憲であること、並に政府が輸入稅率を協定し關稅自主權を束縛したことは國家の將來に於ける生産及戰後經營に支障を及ぼさないと認めて居るのか、との三點に付質問し、

又貴族院に於ても公爵近衛（篤磨）議員より日英條約第十一條末項に於て沿岸貿易を片務的に許與した理由、第十八條に於て永代借地券に載せた條件以外何等の條件を附しないことを約した結果として將來永代借地に對しては地方税を課すことも、土地收用權を適用することも出来ない次第でないか、並に印度外十一個所の英領殖民地に對しては地方民は日本に於て改正條約上の權利を有するの否か、等の質問を提出したが、政府は目下各國と條約改正談判進行中に屬するを以て質問諸點に答辯するの時機に非ずとして一切答辯を回避した。結局第八議會は政府と自由黨との妥協

により明治二十八年三月二十一日無事閉會を見たのである。

註12 夫々條約改正關係大日本外交文書第四卷五六別錄一及二

第四款 交渉の再開

英國の態度 伊藤内閣の採つた排外運動斷壓の強硬政策は英政府に好感を齎した。英外相ローズベリイ卿は明治二十七年一月十一日付を以て在獨青木公使に對し、日本政府が排外運動に對して斷乎たる措置を採つたことに満足する旨を申越した。又青木公使よりも伊藤内閣は日本として豫想し得べき最も強力の内閣なるを説明した。然し英政府に於ては猶ほ未だ伊藤内閣が有する内政把握力如何を暫く觀察するの必要ありと認めたものか、青木公使より提出の條約改正案に對し慎重審議を要するものと唱へ、依然交渉を遷延するの策を採つた。又是迄青木公使の希望により、條約交渉の爲め引き留めて居たフレーザー公使に對しても、一月十五日日本に向け歸任を許すこととなつた。斯く英國政府の條約改正に對する態度は冷淡となつた爲め、青木公使は二月十五日付を以て陸奥外相に對し、英國政府を安心せしめる爲めフレーザー公使の日本到着に先ち、開國進取に關する御誓文の御主意に基き、外國人排斥を非とする趣旨の大詔煥發に付請議ありたきことを上申する迄に至つた。尤もこのことは實現には至らなかつた。

陸奥・フレーザー應酬 フレーザー公使は日本に歸着後直ちに、明治二十七年二月二十七日陸奥外相に面會して、英國政府に於ては明治二十三年青木外相時代示した通り、條約改正に對し好意的態度を有することに何等變更はないが、何分英外務省にては事を慎重にして居り、又今回の改正案の建前は從來のものとは異なるに付、法律家より兎角瑣細なる缺點を指摘し之が爲め交渉を遷延して居るものであると語つた。陸奥外相より同公使不在中に於ける國內の事情及條約改正に關する政府の決意を説明し、フレーザー公使に對し「英國政府は安心して日本との交渉を促進せしむる

を適當とす」べき旨の電報を、本國政府に發する様依頼し其承諾を得た。尤も其後間もなく英國に於ては三月上旬グラッドストーン總理は退任し、外相ローズベリイ卿内閣を組織し、印度相であつたキンバレーが外務大臣に任命せられた。かゝる政變があり旁々條約交渉は其の儘となつて居たが、此の間青木公使は二月末英國女皇に信任狀を捧呈し、三月末新外相キンバレー伯に會見した。新外相は條約改正問題に餘り熱心でなく、又從來の經緯を承知しない爲めか、數次青木公使に對し「英國政府に於て條約改正により既得の利益を抛棄する限り、日本も亦英國に對し讓與 concession を爲すの必要がある」と述べた。青木公使より種々説得の結果、兎に角四月二日より英外務省に於て同公使とベイトイ外務次官との間に正式交渉を開始すべき同意を得た。

然るに其間我國に於ては明治二十七年一月二十四日貴族院保守派議員を代表する二條基弘以下三十八名が伊藤總理に對し、政府が條約勵行建議案を以て排外的意思を有するものとなし討論の餘裕すら與へず衆議院の解散を命じたことを非難するの質問書を提出した。之に對し伊藤首相は二月十日付答辯書を交付し右の中に於て「政府は維新後半の事業として條約を改正し、對等の權利を收復するに汲々たるが故に、百折不撓以て早晚國是の目的を貫徹せんことを期す。是を以て政府は永久無限に現條約に服従して以て我國家の權利を犠牲にすることを甘受するの義務を負はざることを確信す。」と述べ、又當時陸奥外相も亦フレーザー公使不在中のブンゼン臨時代理公使に對し「英國の態度如何によりては日本も亦其の態度を變更し他の措置を採るの止むなき」を述べ、更に政府の機關紙たる東京日日新聞等にも「日本の政府部内に於ては條約廢棄を以て英國政府に對し交渉の促進を迫るものある」が如き言論が現はれた。之等の事柄は在本邦英國臨時代理公使より之れを本國政府に逐一報告したが、右報告を得た英國政府は「此の如き日本の威嚇の下に行はるゝ條約改正交渉の要求に應ずべからず」と主張し始めるに至つた。即ち四月二日に至り上記條約改正會議開催せらるゝや其の劈頭ベイトイ次官は先づ一八七一年一月十七日倫敦會議議定書第一を引用し、條約の不

可侵にして單獨廢棄の國際法上許されざるべきことを言明した後、前記伊藤總理及陸奥外相の言明並に東京日日等の言論に付言及するところあつた。右に對し青木公使より辯明するところあつたが之れに満足せず、更に在本邦フレーザー公使に訓電して本邦政府の注意を喚起せしめるところあつた。依て四月十六日陸奥外相はフレーザー公使と會見し、「右伊藤總理答辯書の趣旨は決して條約廢棄の意向を有せず、却て廢棄論等に對して反對するに在つたことは其の全文を読めば明白なところであり、又同外相がブンゼン臨時代理公使に答へたところは、英國政府をして日本との間に率先條約締結の名譽を得せしめることを希望する爲め、日本は葡萄牙との條約改正交渉を謝絶し、又米獨等の交渉を差し控へ居る次第である。然るに英國との交渉餘り長びく場合には、本邦は止むを得ず右態度を變更することあるべきを説明したものに過ぎないところ、同臨時代理公使は之を誤解したのである。又東京日日新聞等の言論に對しては嚴重取締りを加へる」と辯明した。同時に同日付口上書を以て「日本政府に於ては決して安政條約廢棄の意向なく交渉により之を改正するの意向の外他意なき」ことを言明した。

青木・ペイテイ談判 一方在英青木公使は前記條約改正に關する本邦の態度を重ねて説明すると共に、更に新外相が切りに「讓與」を云々する理由は、日本が露佛に接近し西伯利亞鐵道開通後貯炭場でも讓與する意向あるのでないかと忖度して、英國に對しても之れと對抗的に何等かの讓與、例へば箱館・根室等に於て貯炭場を設けることを許可するの必要ありとの意味を諷するものと推したるが故に、日本に於ては露佛に對し斷然斯かる讓與の計畫なきことを言明した。

斯くて日英條約改正交渉は漸く軌道に乗り、其後青木公使、ペイテイ次官による日英交渉は七月十三日に至る迄七回に互り繼續せられ、漸く其の細目に付ても妥結を見るに至つた。右交渉會議中最も難關となつたものは

(一) 第二條末段警察・公安に關する一般的國內法留保問題

(二) 居留地に於ける永代借地權尊重の形式

(三) 新條約發效期日

(四) 關稅協定

(五) 條約期限の諸問題、であつた。結局

(一)に付ては第一條第三項に於て締約國民の財産處分權を規定するに當り本邦提案の通り「合法に得る所」の各種財産なる字句を維持し、又第三條（本邦原案第二條）第三項末尾に「但し常に各其の國の法律、勅令及規則に従ふべきものとす」を附加するにより妥協することとし、

(二)に付ては依然青木公使より之を土地所有權に更改し交渉を容易にすることを強硬に建言したが陸奥外相に於て之を承諾しなかつた。結局四月二日の會議に於て青木公使は居留地の永代借地權に付ては現狀維持承認を言明しなければならぬこととなり、其の條約文に現はす形式に付ては當初我は之を議定書中に規定することを要求したが英國側に於ては條約中に規定することを欲し、其の文案に付て種々論議を重ねた末終に本條約第十八條第三項に於て「尤前記外國人居留地を日本國市區に編入の場合には該居留地内にて現に因て以て財産を所持する所の現在永代借地券は有效のもの」と確保せらるへし。而して右財産に對しては右借地券に載せたる條件の外は別に何等の條件をも附せざるべし」なる一項を挿入することとなつた。

(三)に付ては我提案第二十一條に於て「改正條約の調印の日より少くも五箇年の後迄は實施せられざるものとす」とあるに對し、英國より右様五箇年後に實施せられる條約を第二十二條に依り直に批准し六箇月以内に交換することを規定するは法律上不合理であるとの意見が出たから、右異論を緩和する爲め批准交換と同時に内地旅券の擴張及關稅協定に關する規定を發效せしめ、其の他の條項は五ヶ年後迄發效せず其の間は安政條約の規定が依然其の效力を存續

すべきことを明かにすることとし、附屬議定書第一末項に於て「尤此の外總てのことに付ては現行條約の規定は本日調印したる通商航海條約の實施に至る迄は無條件にて保續せらるべきものとす」なる一項を挿入した。

(四)關稅問題中協定品目に付ては英國政府は商務省の研究に附して久しく其の可否に關する意見回答しなかつたが、結局本國產品に付ては本邦提案の外、稅番三九、帽子類及、同二二二、護謄製品は英國側統計を基礎とするときは日本への輸入額五萬圓以上に達して居る筈だとの理由を申し入れ孰れも從價一割として協定稅目中に追加することを提議したから直ちに本邦に於ても之を同意した。然るに最後に至り植民省よりの注文により英國委員は稅番四〇三、精糖を協定稅目に加へることを提議し交渉困難を極めた。右英國提議の理由は香港産の精糖の輸入確保を目的とするものであるが、我に於ては砂糖が本邦財政上將來増稅の必要あるべきを理由とし、協定に關する一般方針に基いて之を拒絶したけれども、英國側に於ては植民省の態度強硬であるとの理由を以て仲々撤回せず、其の協定稅率に付ても本邦の國定稅率案二割であつたものを一割に輕減することを求め、其の代りに將來本邦に於て精糖に對し内國稅を増加する場合は輸入品に付ても之に應じ關稅を引上げ得べきものとして差支ないといふ案を提出した。右要求に對し我に於ては大に異存あつて最後迄之を承諾しなかつた。尤も協定稅率以外の點の中新協定稅率及國定稅率實施期に付ては英國側は最惠國條款適用の條件の下に青木公使の提議通り之を本條約批准交換後一ヶ月とすることに異議なかつた。又協定稅目は當初より從量稅を以て協定することに双方とも異議なかつたのであるが、右は技術上困難であつて之が爲め多數の日子を要することが明白となつたから從價稅を以て定めることとした。而して右從價稅を從量稅に換算することに關しては本邦側より、一八六〇年英佛間コブデン條約の例に準じ、議定書の日附より六ヶ月以内に締結せらるべき追加條約を以て從量稅に換算せらるべきこと、及右從量稅は議定書の日附より前六ヶ月間に於ける日本國稅關報告に載せられた平均輸入價格に仕入地、產出地若くは製造地より陸揚港に至る迄の保險料及運賃を加算し、又

手数料あるときは之をも加算したものを基礎として算せらるべきこと、但し右從量稅改算に關する協定成立以前に於て日本政府は適宜之を從量稅に換算し得べく、輸入者は右日本政府が假に定めた從量稅又は條約規定の從價稅孰れかを撰擇して納稅し得べきことの規定を提議したが、英國政府に於て上記但書を削除の儘本提議に同意した。

(五)條約有効期間に付ては、英國側に於ては安政條約による無期限協定に代はるべきものであると云ふ理由により、原案に於て七年とあつたものを十五年の長期に延長することを欲し、本邦に於ては成る可く短期なることを希望し十年として商議を進め、結局彼我の提案の中間を採用し結局十二ヶ年に折合つた。

其の他本邦提案第一條末項強制兵役及軍事上の賦課金の免除に關する規定は英國自治領中ケープ及ナタルに於ては之に反する法令を有するものがあつたから等自治領を同條規定より除外し特に本項を獨立の一ヶ條(第二條)とし其の條約加入を容易ならしめる様にした。次に本條約の下に締約國民は工業經營を妨げるものでないことを示す爲め第三條(原案第二條)第三項及第四條中に特に「製造所」manufactories なる一字を挿入することとし、第十一條末項に英國船は舊開港中新潟、夷、大阪を除いたもの即ち横濱、神戸(兵庫を含む)、長崎、函館間の沿岸貿易を本條約有効期間中之を許すべき規定を設け、更に法典の編纂公布問題に付ては、明治二十七年四月十六日青木公使よりバイテイ外務次官に對し、日本に於ける重要法典たる刑法・刑事訴訟法(改正のもの)・民事訴訟法・民法・商法・憲法・裁判所構成法・裁判官試験規則・辯護士法試験改正規則に關する實施狀況説明書を手交し、且つ豫ての了解に基き條約調印の際左記宣言を爲すことに同意した。尤も本宣言は對内關係を慮り本邦側にて之を發表しないこととした。

「日本皇帝陛下の特命全權公使たる下名は帝國政府の特命を奉し左のことを貌利顛國皇帝陛下の外務大臣に通告するの光榮を有す帝國政府は日本政府と大貌利顛政府との間に現存する條約の消滅に歸するときに當りて帝國政府か

已に發布せし各法典の實施せられ居ることの利便なるを認めたるを以て日下未だ實施中に之なき法典の實施せらるゝに至る迄は本日調印せし通商航海條約第二十一條第一項に規定する所の通知を爲さざることを約す」

第五款 交渉の結了

條約調印 上記國內に於ける政争に拘らず倫敦に於ける日英交渉は順調に進捗し、精糖以外の問題に付ては明治二十七年六月三十日の交渉に於て殆ど妥結を見るに至つたから、陸奥外相は七月十日青木公使に對し條約調印に關する全權委任狀を電報した。又條約本書は正文作成を容易にする爲め英文のみとすることを本邦側に於て承諾し愈々調印の準備整ふに至つた。然るに當時恰も朝鮮問題に關する日清間の紛争急迫し將に戦争の開始を見んとするの形勢となつて來た爲め、七月十二日陸奥外相は青木公使に對し訓令し懸案の點は適宜一切讓歩し直ちに調印を了すべき旨電報した。依て青木公使は精糖關稅問題其の他條約の字句修正等に付一切協定を遂げ、七月十四日愈々調印の爲め英國外務省に赴きたるところ、意外にもキンバレー外相は嚴格なる顔色を以て遺憾ながら條約調印を差し控へねばならぬと告げた。其の理由とするところは在朝鮮京城英國總領事よりの電報によれば、日本朝鮮派遣軍は韓國政府に對し、其の雇傭中の英國人顧問コールドウェル Coldwell の解傭を迫り、又日本兵は英國總領事に對し暴行を加へ、更に仁川に於ては英國居留地を横切り日本の軍用電線を架設した。斯かる排英的日本政府との間には斷然改正條約を調印するを得ないと云ふに在つた。依て青木公使は陸奥外相に電報し以上三件の説明を求めたが、陸奥外相に於て在京城大島公使に對し情報求めた處、右コールドウェルに對する解傭の要求及英國總領事への暴行は全然誤報であり、又仁川居留地に於ける軍用電線の架設は直ちに撤回を命じた旨回電があつた。青木公使は右の情報を基礎とし、日本に於て此

の際英國國民の感情を刺戟すべき行動をなすことのあり得ないことを辯明した結果、愈々七月十六日倫敦に於て改正日英條約は青木公使とキンバレー外相との間に調印行はれるに至つた。其後八月十八日英國皇帝の批准書は日本に到着し、同八月二十五日東京に於て陸奥外相と新任トレンチ英國公使との間に批准書の交換行はれ、八月二十七日公布せられるに至つた。

尙前記明治二十七年五月帝國議會に於て質問のあつた陸奥條約改正の際明治四年締結日清條約との關係を如何に措置すべきやの點は陸奥外相に於て甚だ苦心したもの如く見えた。即ち陸奥外相は之に備へる爲め明治二十七年七月二十日發電報を以て青木公使に對し「改正條約發效後日清條約による協定稅率（即ち江戸改稅約書所定のものと同様のもの）存續する場合には清國よりの輸入品と競争する英國產品の關する限り日清協定稅率に均霑を許すべく、然らざるところの英國よりの輸入物品に付ては改正條約による協定稅率又は國定稅率の適用を以て満足すべき趣旨を追加條約中に規定すべき様英國政府より了解を得べきこと」を訓令したのである。然し右交渉は開始以前に明治二十七年八月一日日清戦争となり、從て日清條約は其の效力を失ふに至つたから右質問書に在つた如き條約改正上の難問は自然消滅したのである。

附屬稅目問題 而して日英條約附屬稅目は前記の如く本邦提案に比し護謨製品、帽子、精糖の三稅目を増加し五十三稅目となり、其の明治二十五年に於ける輸入總額二千四百七十萬三千圓、即ち英帝國よりの輸入總額三千五百七十四萬一千圓に比し六割九分となる勘定となつた。尤も右日英協定は稅番によらず品名を以てした爲め其の數は三十九品となつた。内從價五分を受けるものセメント・塊鐵及塊鋼・軌條・鉛（塊錠）・水銀・コンデンスミルク及乳粉・硝石・錫（塊錠）・無味香蠟・電線・亞鉛（塊錠）の十一品、七分五厘を受けるもの鐵鋼の條竿及板・及板亞鉛の二品、八分稅品は綿織糸類・窓硝子（無色及無著色のもの）・麻織糸類・毛織糸類の三品、一割稅品は護謨製品・綿織物類・窓硝子

(有色、著色及砂磨のもの)・帽子・乾藍・電鍍板・鐵鋼筒管・革類・麻織物類・鐵釘類・無味香油・ペイント・精糖・葉鐵・鐵線及細竿・毛織物類・綿麻毛以外織糸類の十七品、一割五分税品は靴底革及絹綿繻子の二品であつた。

然るに右従價稅率は議定書第一節第二項に基き調印六ヶ月後即ち明治二十八年一月十六日迄に追加條約によつて從量稅に改算せらるべきことを規定したが、右期限迄に之の締結が出来なかつた爲め明治二十七年十二月二十日付公文交換によつて之を延期した後、明治二十八年七月十六日東京に於て西園寺外務大臣臨時代理とラウサー Gerard August Lowther 臨時代理公使との間に日英協定稅率換算に關する追加條約が調印せられ十一月二十一日批准書交換を見た。右追加條約に於ては從量稅換算を不便とせる一護謨製品、一七特惠なき綿麻羊毛織物、一八有色及著色の硝子、一九帽子、二三電鍍したる釘、二四の乙鐵の筒及管、二七螺旋釘類、二九晶鍍の葉鐵及葉鋼、二三の乙革類、三六各種の麻布、三九無味香油、四三絹綿繻子、四四鋼塊、四九錫板、六〇セルヂ、六一各種の毛布、及六二各種の織糸類、に付ては從價稅を採用することとし、其の他の物品に付ては本條約附屬議定書第一、第二項により日本稅關報告六ヶ月間の平均價格を基礎として從量稅に換算した爲め其の稅目數は六十四となつた。而して追加條約第二條に於ては本從量稅は三ヶ年毎に之を改算し右改算には日本稅關に於て採用した平均爲替相場との差により調整すること、又右改定稅表は三ヶ月前に公布し三ヶ年間有效なるべきことを規定した。而して同條末項に於て本規定は日本國が現に協定稅目を商議中の他の國に於て同様の取極めを承諾するを待て實行せらるべきことを規定した。然るに其後獨佛は此の種改算の規定を承認しなかつた爲め實施に至らないで止んだ。結局日英追加條約による協定稅目は明治三十二年一月一日より實施せられ明治四十四年七月十七日小村條約改正により陸奥日英改正條約廢棄に至る迄繼續したのである。

尙本追加條約中には附屬として(一)重量、尺度及貨幣、(二)從價稅算定の規定及び(三)布帛類尺度の規度を定め、(四)の中

に圖は現今の日本銀圓にして純銀千分の九百、重量四百十六グレインのものたることを規定した。其後明治三十年三月新貨幣法により邦圓を純金二分に變更したが其際何等の議論も生じなかつた。

植民地加入の問題 改正日英條約第十九條に規定せる英國植民地加入に付ては本邦の方に於ては成るべく其加入を容易ならしめる爲め既述の如く交渉中英國側の希望の通り第一條末項を分離して特に第二條を設け、又條約調印の際特にキンバレー外務大臣と青木公使との間の公文交換を以て英國の或植民地及海外領地は第二條を除外して日英條約に加入し得べきことを約したのであつたが(同上附屬書(五))其後該交換公文を利用して加入せる植民地はなかつた。尤も同條第二項に規定せる二ヶ年の期限内にあつて明治二十八年十一月二十六日ニュー・ファウンドランド及ナタルが條約に加入する旨在東京英公使より通告あり、又クキンズランドは明治三十年三月十六日特に「日英通商航海條約第一條及第三條に掲載する規定は日本國若くはクキンズランド植民地に於て商業労働者及工匠の移住又は警察、公安に關し現に實施せられ、又は將來制定せらるべき法律、勅令及規則に對し何等の影響を及ぼすことなかるべし」との留保、即ち相互に於て移民及商業者に對し入國、居住等を禁止し得べき條件の下に、特に議定書を作成した上加入するに至つた。

其の他の自治領に關し明治三十年六月十六日付公文を以て駐日英國サトウ公使よりクキンズランドと同一の條件にて加入し得べきや否や問合せあり、大隈外相は同日付答翰を以て異存なき旨回答せしも、條約所定の期間内には加入し來るものなかつた。然るに愈々明治三十二年七、八月陸奥諸條約の實施後に至ると、英領印度・加奈陀等は日英條約に加入して居ない爲め當該國の產物を日本に輸入するに當り協定稅率の利益を受けられない不便を感じるに至つた。依て前者に關しては明治三十七年八月二十九日東京に於て小村(壽太郎)外相と駐日マクドナルド Claude M. Macdonald 公使との間に日本印度間の通商に關する條約調印せられ、(明治三十八年三月十五日東京に於て批准書交

換）其の第一條及第二條に於て兩國生産品の輸入關稅に對する最惠國待遇を規定し、第三條に於て本條約の規定は關稅に關し英領印度と同一の地位に置かるゝ印度土邦にも適用せらるべきこと、又第四條に於て本條約は相方に於て六ヶ月の豫告を以て何時にても廢棄し得べきことを規定した。即ち印度側に於ては日英條約に加入しない場合には日本に於て乾藍、布帛類、革製品等の協定稅率の適用を受けられない不利となり、さりとて日英條約に加入する場合にはクキシスランドの爲め設けた除外例のみにては尙不便なる條約規定の存するものあるに付、右條件付加入に代へ短期豫告を以て廢棄し得べき特別通商條約の締結を提議するに至つたのである。

加奈陀も同様陸奥條約實施後通商上不利を感ずるに至り、明治三十九年一月三十一日東京に於て加藤（高明）外相とマクドナルド英國公使との間に日本帝國及英領加奈陀間修好通商航海條約調印せられた。（同年七月十二日東京に於て批准書交換）同條約に於ては日米條約又はクキシスランド等條約加入に關する議定書に於けるが如き移民の入國に關し特別の留保は設けなかつたけれども、加奈陀の希望を容れ其の第二條に於ては相方とも何時たりとも六ヶ月の豫告を以て廢棄條約上の義務を免れ得べきことを規定した。其の他濠洲、南阿聯邦等の英國自治領は亞細亞人排斥法存在し之を日本人にも適用することを欲し、而も其の輸出品は羊毛、小麦等本邦國定稅率に於て無稅品であつて特に條約加入の必要な爲め終に日英條約に加入し來なかつた。加之前記一旦留保付にて加入したクキシスランドも彼が濠洲聯邦に加入した後に至つては他の各州と其の態度を一にする爲め明治四十一年七月三十一日付公文を以て脫退を通告し來つた。

尙日英間には領事職務條約の締結に代へ、明治三十三年四月二十六日東京に於て青木外相とサトウ Sir Ernest Mason Satow 英國公使との間に死亡者の財産保護に關する條約調印（同年十月二十五日批准書交換）せられた。其の目的は兩締約國一方の臣民が他方の領土内に於て死亡した場合其の地に管理人ない場合には當該國領事官に於て其

の死亡者の財産を相続人に代り管理し得べきを定めたものである。（同條第一條）從て本條約の規定は明治二十九年四月の日獨領事職務條約第十四條の規定に相合するものであるが陸奥日英條約第十六條領事官の特權に關する最惠國待遇のみにては不充分なりとして本條約の締結を見るに至つたのである。尙本條約に對しては其後喜望峯殖民地（明治三十四年八月二十六日）、英領印度（明治三十五年二月十二日）、濠洲聯邦（明治三十六年七月十日）も加入するに至つた。

第三節 對米交渉

第一款 豫備交渉

陸奥訓令 青木公使による對英條約改正交渉略々其の緒に就いた頃を見計らひ、明治二十六年九月十一日陸奥外相は駐米建野（郷三）公使に對し、對米交渉に關し訓令するところあつた。同訓令に於ては對英交渉に際し青木公使に訓令したと等しく「伊藤内閣は其の組織以來銳意條約改正に其の準備を進め、帝國議會に於ける總理大臣の演說中之れが意途を公示するところあり、帝國議會に於ても國民の意思を代表して條約改正の施行に付上奏案を可決するところあつた。本問題は帝國政府と各締盟國政府との間に於ける從來の行懸りよりするも最早何時迄も緩慢に附し難きものである。又從來の條約改正交渉は皆後日完全なる對等條約を獲得する迄の一時の階梯的性質を帯びたるものたるを免れざりしも最早右の如きものにては到底國內の物議を免れざるものと思はるゝに付、今回は全然從來の計畫を一變して互相均等の基礎により對等條約を締結することに廟議を一決せるものである」と説明した。次に「會談の順序は英・獨・米の三國を先にし他の國に及ぶ積りであり、先づ米國政府の意嚮を問ふことに付ては建野公使をして其の任